

12月に迫ったEUの男女同一 保険料率への移行

保険研究部門 主席研究員 荻原 邦男 ogihara@nli-research.co.jp

本欄の趣旨から少し外れるかも知れないが、EU諸国で12月21日か ら予定されている、男女同一保険料率への変更を巡る話題をとりあげ たい。

基礎研REPORT「男女別保険料率の禁止を巡るEU保険業界の動向」1で 紹介したとおり、EUは、2012年12月21日の新契約から、性別を理由に 保険料に差をつけることを禁止し、各社は男女同一料率(gender neutral premium)の使用が義務づけられる。経緯の詳細は当該レポートを参照願 いたいが、実施まで2ヶ月を切り、保険会社の対応と顧客行動に注目が 集まっている。

統計的な男女の死亡率、生存率の差を考えれば、男女同一料率に訝る 向きも多かろう。実は私も当初そう考えたのであるが、今は、これが文 化の違いから来る多様性というものか、という心境である。もっとも、 わが国でも今でこそ生命保険・年金は男女別料率が普通になっているも のの、男女別になったのは30年余り前(1976年)である。当初は暫定的 に、女性は男性より4歳年下の死亡率を適用する、いわゆるセットバッ ク方式というものであった。その後、男女別の経験率に基づく生命表が 適用されたのは1981年4月である。現在、各種の保険・共済制度の中に は、男女同一料率を採用するものもある。

さて、本論のEUの対応であるが、事ここに至っては、現実的に受 け止めるしかないわけで、例えば、英国保険協会(ABI)は顧客向 けのガイダンス2を9月に公表し、スムーズな制度変更に努めている。 なお、その冒頭に以下の記述がある。「英国保険業界は、性別を使用し

¹ http://www.nli-research.co.jp/report/report/2011/05/repo1105-t.pdf を参照。

² http://www.abi.org.uk/genderruling を参照。

てできるだけ正確なリスクを反映した保険料率を顧客に提供する権利 を守ろうと、約10年の間、闘ってきた。不幸にも、保険業界はこの戦 いに破れ、失意のうちにある。だが、今は、男女同一料率システムに 合わせるべく、できるだけスムーズな移行が行われるよう注力してい る」。思いのほか直截な表現と感じられる。

そのガイダンスは、①生保、重度疾病、所得保障保険、②自動車保 険、③年金などに分けて注意喚起しているものの、直接的に推奨され る対応方法を書くのではなく、基本的には保険会社やアドバイザーに 助言を求めることを勧める方式を採っている。

新聞記事によれば、制度変更に関して概ね次のような点が指摘され ている³。

	男性	女性
死亡保障	改定後の保険料率を示す会	殆どの年齢で上昇するので、
商品	社はまだ殆ど無い。専門家	改定前に加入した方が有
	は、5%程度の上昇を予想。	利。
年金保険	保険料率が上昇(または年金	保険料率が低下(または年金
	給付率が低下)する見込み。	給付率が上昇)する見込み。
	改定前に加入するほうが有	改定後に加入するほうが有
	利。	利。
所得保障	改定後は保険料率が上がる	改定後は保険料率が下がる
保険	見込み。	見込み ⁴ 。

注目されるのは、死亡保障商品において、新しい男女同一料率が男 女の平均的な水準になるとすれば、男性は保険料率が下がりそうなも のであるが、「専門家は5%程度の上昇を見込んでいる」としている点 である。これは、保険料を下げると今まで以上に過大なリスクを負う 可能性がある、といった保険会社側の保守性を反映したものと考えら れる。(また、時間を掛けて調整がなされるとも考えられる。)

いずれにしても、欧州全般にわたって実施されることとなった大き な制度変更に対し、保険会社がどのようなマーケティング戦略をとり、 顧客がどのように反応するのか、極めて興味深いものがある。文化的 背景が異なるわが国で、同様なことが直ちに起きるとは考えられない が、引き続き注目していきたい。



荻原 邦男 おぎはら くにお ニッセイ基礎研究所 ·保険研究部門 主席研究員

76 年日本生命保険相互会社入 社。95 年ニッセイ基礎研究所へ。 金融研究部門を経て保険研究部 門へ。日本アクチュアリー会正会 員。著書「フィナンシャル・リスク・マ ネジメント」(部分執筆)など。

³ 2012年10月22日付けThe independentの記事による。

⁴ 統計的に、女性のほうが給付率は高いとされているようである。新聞記事によれば、女性は 28% の低下、男性は20%の上昇が予想されるとのことである。